

令和6年度国民健康保険税について

国民健康保険制度は、加入者の皆さんが納める保険税を主たる財源として、加入者の皆さんの医療費にあてる相互扶助の制度です。

1 納税義務者について

国民健康保険税の課税は世帯単位となり、**納税義務者は世帯主**となります。世帯主が国民健康保険加入者でない場合でも、世帯内に国民健康保険の被保険者が1人でもいれば、世帯主が納税義務者となります。これを擬制世帯主といいます。ただし、国民健康保険税は被保険者分のみの計算になります。

2 戸田市の国民健康保険税の計算方法

区分	①医療分 世帯賦課限度額：65万円	②後期高齢者支援金等分 世帯賦課限度額：24万円	③介護分 世帯賦課限度額：17万円
所得割額(ア)	すべての加入者各々の前年中の 総所得金額等－基礎控除額(※) ×8.0%	すべての加入者各々の前年中の 総所得金額等－基礎控除額(※) ×1.6%	40～64歳の加入者(第2号被保険者) 各々の前年中の 総所得金額等－基礎控除額(※) ×1.42%
均等割額(イ)	1人につき 31,800円	1人につき 9,500円	40～64歳の 加入者1人につき 12,500円

●各区分ごとに(ア)と(イ)の合計額で年税額が算定されます。※合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円

①医療分 + ②後期高齢者支援金等分 + ③介護分 = 国民健康保険税

- 年度の途中に加入・脱退の場合は月割りで課税されます。
- 転入による加入の場合、正確な所得がわかった後に保険税額が変更になることがあります。
- 介護第2号被保険者に該当するとき→満40歳になる月（1日が誕生日の方はその前月）
※年度の途中で**40歳になる場合**は、年税額を月割りした介護分が**後から追加**になります。
- 介護第2号被保険者から外れるとき→満65歳になる月（1日が誕生日の方はその前月）
※年度の途中で**65歳になる場合**は、あらかじめ介護分の年税額を月割りして課税します。
- 介護保険適用除外施設に入所している方は、申請により介護分が課税されなくなります。

3 令和6年度納期限

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
令和6年 7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日	令和7年 1月31日	2月28日

※口座振替の方につきましては、納期限日にご指定の口座から引き落としになります。また、ご登録の口座情報は納税通知書の表紙の右上に表示されております。一度ご登録いただいた金融機関や口座の変更・廃止には届け出が必要です。

4 低所得者軽減制度について ※申請は不要です。

世帯主と国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額等の合計が、一定額を超えない世帯について、均等割額が定められた割合で軽減されます。所得が少なく確定申告が必要ない場合でも**住民税申告をしていない場合は軽減が受けられませんので、必ず住民税申告をするようにしてください。**

また、対象世帯で被扶養者（1月1日現在16歳以上）がいる世帯には所得申告書を発送し、扶養の範囲内での収入の有無を確認させていただいております。**提出がない場合は軽減が受けられませんので、届きましたら、必ず提出をお願いします。**

軽減割合	前年の世帯総所得金額等(世帯主と国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額)
7割	43万円+10万円×(給与所得者等(※)の数－1)
5割	43万円+29.5万円×(被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計)+10万円×(給与所得者等の数－1)
2割	43万円+54.5万円×(被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計)+10万円×(給与所得者等の数－1)

※一定の給与所得者と公的年金等の支給を受けている方を指します。

「特定同一世帯所属者」とは
後期高齢者医療制度の被保険者のうち、次の①・②両方に該当する方をいいます。
①後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得した日において、国民健康保険の被保険者だった方
②後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得した日において、同じ世帯に属する国民健康保険の世帯主と引き続き同じ世帯に属する方(その方が世帯主だった場合には引き続き世帯主の方)

5 特例対象被保険者について

倒産・解雇及び雇い止め等により離職し、失業給付を受給されている方（特定受給資格者、特定理由離職者）は、国民健康保険税の算定を行う際、**申請により**所得割額が軽減されます。

対象者	①と②を両方とも満たす方 ①離職時年齢が65歳未満の方 ②雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由コードが、11、12、21、22、31、32…特定受給資格者(倒産・解雇等による離職)または23、33、34…特定理由離職者(雇い止め等による離職)で、失業給付を受ける方
軽減額	前年の給与所得額を30/100とみなして算定(この算定は離職した本人のみ)
軽減期間	離職の翌日から翌年度末までの期間

必要書類

- ①雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
マイナンバーカードをお持ちの場合は不要ですが、マイナンバーによる情報連携で確認できない場合には、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の提示をお願いする場合があります。
- ②本人確認書類
マイナンバーカード、免許証など顔写真付きの場合は1点、保険証など顔写真なしの場合は2点必要です。

裏面もご覧ください。

6 未就学児均等割軽減制度について ※申請は不要です。

世帯に未就学児がいる場合には、その未就学児の当該年度分の保険税に係る均等割額（4の低所得者軽減が適用された場合は、軽減後の均等割額）に10分の5を乗じて得た額を減額します。
※未就学児：0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の間にある方

7 産前産後期間の保険税軽減措置について

出産する国民健康保険加入者にかかる保険税が、申請により軽減されます。

対象者	①出産予定の方（申請は出産予定日の6か月前から可能です） ②令和5年11月以降に、妊娠85日（4か月）以降で出産した方（死産・流産・人工妊娠中絶含む）
軽減期間	出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間 多胎妊娠（二人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

- 必要書類
- ① 本人確認書類（免許証など顔写真付きの場合は1点、保険証など顔写真なしの場合は2点必要）

② 母子手帳の写し（表紙および出産予定日または出産日の確認できるページ）

8 旧被扶養者減免について

社会保険等加入者（国民健康保険組合除く）が75歳になり後期高齢者医療制度へ移行することに伴い、被扶養者だった方（65歳から74歳）が国民健康保険へ加入する場合、申請により国民健康保険税の一部について減免措置が受けられます。

対象者	①と②を両方とも満たす方 ①社会保険等加入者が75歳に到達したことにより被扶養者の資格を喪失した方 ②国民健康保険への加入時点で被扶養者の年齢が65～74歳である方
減免内容	所得割額：免除 / 均等割額：2年間の間半額免除

- 必要書類
- ① 本人確認書類（免許証など顔写真付きの場合は1点、保険証など顔写真なしの場合は2点必要）

② 社会保険等（被保険者本人が後期高齢者医療制度に加入したことで、被扶養者の資格喪失証明書を喪失したことが明記されているもの）

9 公的年金からの特別徴収(年金天引き)について ※申請は不要です。

65歳以上の世帯主（擬制世帯主を除く）の方を対象に、国民健康保険税が特別徴収（年金天引き）になります。ただし、75歳になる年度については、年金天引きができません。

◆天引きになる要件	※下記のすべてに当てはまる方が対象となります。
①世帯内の国保加入者がすべて65歳～74歳の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）である	
②上記世帯主が、年額18万円以上の年金受給者である	
③上記世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額(※)の1/2以下である（※老齢基礎年金等いずれか一つの年金額）	

※特段の事情がある場合には特別徴収(年金天引き)から口座振替に変更することができます。ただし、年金天引き実施月の3か月前の月末までに保険年金課へ申し出が必要です。

10 令和6年度国民健康保険税の試算例

加入者3名（夫41歳、妻38歳、子10歳）で、夫の給与収入が400万円（所得に換算すると276万円）、妻と子は所得なしの場合。

区分	①医療分	②後期高齢者支援金等分	③介護分
所得割額	(276万円－43万円)×8.0% ＝186,400円	(276万円－43万円)×1.6% ＝37,280円	(276万円－43万円)×1.42% ＝33,086円
均等割額	31,800円×3名＝95,400円	9,500円×3名＝28,500円	12,500円×1名＝12,500円
小計	281,800円(100円未満切捨)	65,700円(100円未満切捨)	45,500円(100円未満切捨)
合計	①＋②＋③＝393,000円		

戸田市役所ホームページの保険年金課《国民健康保険税試算シート》で保険税の試算をすることができます。
「戸田市国民健康保険税試算」で検索してください。

年度の途中で75歳になる方へ

75歳の誕生日より、加入する保険が後期高齢者医療保険に変わります

- 「国民健康保険被保険者証 兼 高齢受給者証」の有効期限の表示は、誕生日前日までになっていますので、誕生日以降は使用できません。
- 75歳になる2週間ほど前に新しい保険証「後期高齢者医療被保険者証」または「加入のお知らせ」が郵送で届きます。（特定記録郵便）

国民健康保険税は75歳の誕生日前月までの月数で計算しています

- 国民健康保険加入者の方が75歳になる年度の国民健康保険税(以下、「国保税」という。)は、あらかじめその年度の4月から75歳の誕生月前月までの月数で計算しています。
- 納期限の関係で国保税と後期高齢者医療保険料を同時期に納付いただく場合もあります。
- 後期高齢者医療保険料は、お一人お一人が納付義務者となり、個人あてに納付通知書が届きます。
- 後期高齢者医療保険料の口座振替を希望される方は、新たに口座振替の手続きが必要となります(保険の種別が異なるため国保税の際の口座振替が継続されません)。

保険の切替に伴い、今年度の国保税のお支払い方法が変わります

- 75歳になる方が世帯主で国保税が年金天引きの方の場合
→国保税は4月から年金天引きされておりませんので、同封の国保税の納税通知書記載のとおり、口座振替もしくは納付書でお支払いください。
- 75歳になる方が世帯主で国保税が口座振替・納付書払いの場合
→国保税はこれまでどおりの方法でお支払いください。
- 75歳になる方が世帯主でない場合
→国保税はこれまでどおりの方法でお支払いください。

お問い合わせは 後期高齢者医療担当へ(内線277・440)

お問い合わせ

保険年金課 国保賦課担当 ☎048-441-1800(代) 内線247・266

※国民健康保険の口座振替・ご納付に関するお問い合わせは収納推進課(内線222・236)へ
※後期高齢者医療制度のお問い合わせは保険年金課 後期高齢者医療担当(内線277・440)へ
※65歳以上の介護保険料のお問い合わせは健康長寿課 介護保険担当(内線457)へ